

平成31(2019)年度 東京都立町田高等学校 定時制課程 学校生活上の諸注意

生活指導部

町田高校定時制は、生徒一人ひとりの「居場所」です。誰であろうと、中学校までの成績や出欠がどうであったとしても、分けへだてなくみんなが平等に「居場所」として過ごせる場所です。しかしながら、自分の居場所であるということは、逆に言うと「他人の居場所としての権利を奪わない」ことが前提です。その義務を果たさずに町田高校定時制課程の生徒として学校生活を送ることは許されません。以下の事項は生徒に対して求める本校の決まりごととなっております。生徒の皆さんそれぞれが成長できる学校生活となるよう、ご家庭におかれましても、ご協力をよろしくお願ひいたします。

I. 学校生活を送る上で心がけること

1. 新しいスタートを強く意識し、自分で自分を教育する

今までの自分に更に磨きをかける、今までの自分を変えようとする、他の人や環境のせいにせず、自分を自分で成長させる。自分に自分で責任を持つ。

なんとなく高校生活をスタートさせずにこの最大のチャンスを活かす。「今なら変われるし、今ならきっかけにできる」その思いを強くし、自分で自分を激励して成長していきましょう。

2. 授業を大切にする

遅刻、中抜けなどは欠席時間が増え進級ができなくなるばかりか他の生徒の授業の妨げになります。勉強し、進級し、卒業して自分の将来を自分で切り開く為にも授業を大切にしましょう。

17時(5時)以前に登校しないこと。

3. 学校行事や部活動に積極的に参加する

学校は勉強だけすればよいところではありません。今だからこそやるべきこと、今したほうが良いこと、それは表面上の損得や面白いかどうかといったことが基準ではありません。自分の人としての経験値を上げること。それが行事であり、部活動です。それが将来的自分への投資です。

4. 町田高校の生徒としてプライドを持ち、自分の居場所の価値をおとしめるような行為はやめる。 「町田高校の生徒は地域の一員である」地域に誇れる町田高校生として自覚ある行動をしよう。

II. 学校生活を送る上での注意、禁止事項

1. 生徒一人ひとりの主体的な勉強への取り組みや、安全で居心地のいい居場所であることを妨害する行為について

(1) 暴力・暴言・いじめ

対生徒、対教員、その他、すべての暴力行為、暴言、いじめは他人の心身を傷つけ、その自尊心を傷つけるものです。安全で安心して送れる学校生活のためにも厳禁します。SNS(誹謗中傷・個人情報の流失・肖像権の侵害・違法行為のアップ等)によるものも含む。

(2) 授業妨害

授業中に騒いだり、スマホ等を使用したり、他の生徒や授業の妨げになるような行為は厳禁です。

(3) 授業中の教室外でのたむろ、空き教室や立ち入り禁止階への侵入

授業中に教室に入らず廊下等でたむろする行為は禁止。また、空き教室や立ち入り禁止区域1棟(全日制学習棟)4階、校舎裏側、体育館棟裏側、テニスコート裏側への立ち入りは厳禁です。

(4) 他校の生徒など外部の人間の敷地内立ち入り禁止

外部の者の侵入は禁止です。また本校の生徒がそのような行為を誘導することも厳禁です。

2. 高校生として、また社会の一員としてのマナーやルールに背く行為について

- (1) 喫煙…成人を含み、学校内外での喫煙は禁止（登下校時の通学路上も同様）。
- (2) 飲酒…未成年の飲酒は禁止。成人の登校前、下校途中の飲酒についても禁止。
- (3) 車両通学…車、バイクでの登校は禁止（同乗も含む）。当然、近隣への違法駐車も禁止。
- (4) 器物破損…意図的である、ないに関わらず器物を破損することのないように。
- (5) 考査時の不正行為…卑劣な行為の一つとして厳しい指導になる。（スマホの不正使用も含む）
- (6) 不正な喫食…食券の不正な発行や他人の食券を使っての喫食等は、無銭飲食等になる。
- (7) 窃盗…学校内外に問わらず、窃盗は他人の財産を脅かす犯罪行為である。

3. 地域社会の一員としての行動規範に背き、町田高校の品位と信用をおとしめる行為について

(1) 登下校時を含む近隣でのたむろ

近隣の駐車場やアパートの敷地などにたむろすることは近隣への大きな迷惑であると同時に違法行為になります。また、放課後に公園などでたむろすることも迷惑であると同時に条例違反にもなりかねません。→学校や管理会社・警察に連絡がいくようになっている。

(2) ごみ等の投棄

近隣の道路や、校舎内外にごみを捨てたり、物を汚したりするような行為は、幼さゆえの行為と考えます。それは自分の価値をおとしめるばかりか、地域住民に不快感を与え、他の生徒の名誉をもおとしめるものです。社会の一員としての自覚ある行動を身につけましょう。

III. 特別指導について

上記Ⅱの行為を行った場合は基本的に特別指導の対象となります。特別指導とは保護者同伴のもと指導の申し渡しを行った後に登校（または自宅）にて謹慎となることをいいます。指導期間中は通常の授業を受けることは出来なくなります。また、十分な反省がなされない場合は指導が長期にわたることになります。

また、特別指導になるような行為を繰り返した場合は、退学や進路変更など、進退について考えてもらうことになります。特に、暴力・暴言、いじめや窃盗など、きわめて重大な問題である場合については繰り返さずともすぐに進退について問われることがあります。

IV. その他

- 1. 金銭その他貴重品は必ず身につける。ロッカーを使用する場合は、必ずカギをすること。
- 2. 金銭の貸借はしないこと。また、他人(たにん)におごらせたりしないこと。
- 3. 本校教員は地域との連携や、生徒への指導の延長として、始業前、給食時間中、放課後には地域見回りやごみ拾いを行っています。
- 4. 学校近くの「コンビニ」については、利用のルール（割り込んだり、大声を出したりして一般客に迷惑をかけない。店内や出入口付近・駐車場でたむろや飲食をしない。購入したものは、教室で食べる。ゴミは、ごみ箱に捨てる。）を守れない場合には、利用禁止となります。
- 5. 生徒会主導で決めた「自販機の利用のルール（ごみは分別してごみ箱に捨てる、飲み残しを散らかさない等）」を守る。それが守れなければ利用禁止となります。
- 6. 登下校は原則として校門のみを利用し、自転車は定時制用駐輪場の決められた場所に駐輪してください。
- 7. 自転車通学においては、自転車での様々な事故が多発しています。特に「自転車保険」や「個人損害賠償保険」等については、個人で加入して頂くことを勧めます。